

福島県相双農林事務所農業振興普及部
〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30
TEL (0244) 26-1150
FAX (0244) 26-1169
E-mail : shinkouhukyu.af06@pref.fukushima.lg.jp

～ふくしまからはじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動～

新年度のあいさつ

東日本大震災及び原子力発電所事故から7年が経過しましたが、相双地方では避難指示が解除された地域においても水稻の作付けや畜産経営の再開が進むとともに、花きやたまねぎなど新たな品目への取組も浸透し、復興と再生に向けた動きが着実に前進しております。また、津波被災地区においては、農用地の再生と大区画化等を含めた農業基盤の再整備が進み、その進展に合せて、意欲ある担い手への農地集約が加速しているところです。

当地方の農業は、土地利用型作物の導入を組み合わせた経営規模の拡大や営農組織の法人化に向けた動きが活発になっており、復興を成し遂げるため、新たな営農体制の構築に向けて更なる歩みを進めている途上にあります。

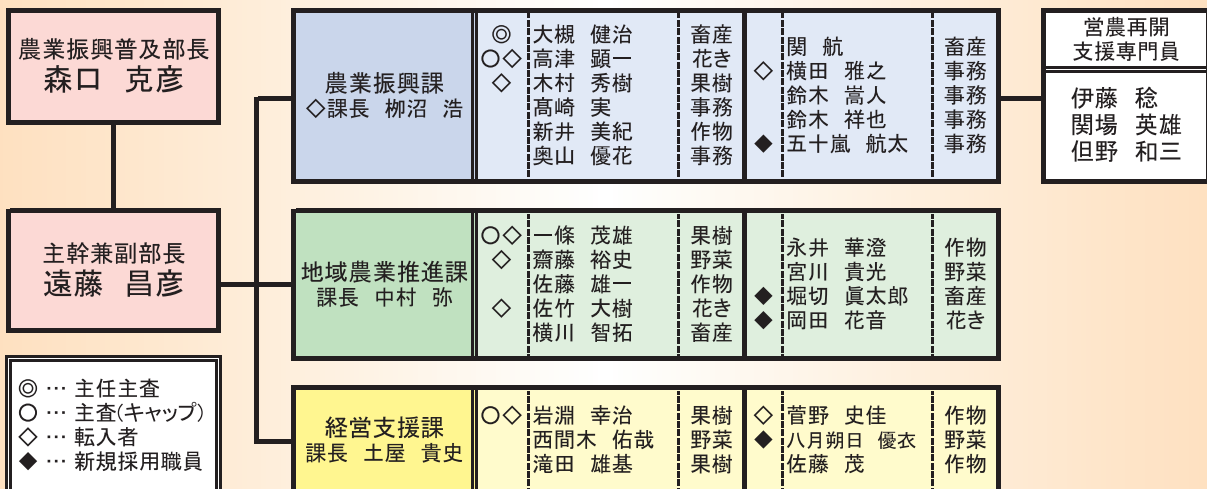
しかし、長引く避難や農地の除染等に起因する営農の中断、高齢化に伴う離農等様々な要因により、担い手不足は深刻化しており、生産現場を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

当地方の農業経営発展のためには、新たな担い手の確保・育成が最重要課題です。今年度は県・市町村・JA等関係者一丸となって、新規の就農者や企業参入を誘致するため、受入れ体制の整備に向けた具体的な検討を行う場を持ち、あらゆる機会を捉えて相双地方の魅力を発信しながら、この地で新たに農業に取り組む多様な担い手の確保に注力して行きたいと考えております。

職員一同、農業者の皆様が安心して生産に取り組むことができるよう、適確な情報をタイムリーに提供していくとともに、持続可能な農業生産体制の構築に向けて丁寧な普及活動に努めて参りますので、引き続きよろしくお願いたします。

農業振興普及部長 森口 克彦

平成30年度の活動体制



今年度は転入者9名、新規採用職員4名が新たに加わり、総勢34名が一丸となって、相双地方の皆さまの農業活動の支援に取り組みます！

農林産物の出荷制限品目について

食品衛生法上の基準値を超える放射性物質が検出された農林産物については、原子力災害特別措置法に基づき、出荷及び摂取等を差し控えるよう国から指示が出されていますので、以下の点にご注意ください。

- 1 農林産物の収穫、販売、譲渡にあたっては、出荷等を差し控えるよう要請している市町村等の区域で産出された該当品目でないことを必ず確認してください。
(福島県ホームページ(ふくしま新発売)から最新情報が確認できます。)
ホームページアドレス: <http://www.new-fukushima.jp/>
- 2 品目の出荷制限等は、制限等となった当該産年のみでなく、その後も継続されます。
- 3 出荷制限等を受けた品目は、乾燥や水煮などの加工食品の原材料としても使用しないください。

出荷制限や解除は、県が行う「緊急時環境放射線モニタリング」の結果により判断されます。出荷等を差し控えるよう指示(出荷等が制限)されている野菜や果実、山菜等は、市町村や農産物直売所等での自主検査で基準値を下回っても出荷・販売(譲渡も含む)ができませんのでご注意ください。

なお、出荷制限品目以外の野生山菜を出荷する場合であっても、県が実施するモニタリング検査が必要となりますので、出荷前の検査にご協力をお願いします。

出荷制限品目に関するお問い合わせ先

【野菜、果実等に関する問い合わせ先】

福島県相双農林事務所 農業振興普及部 電話: 0244-26-1147

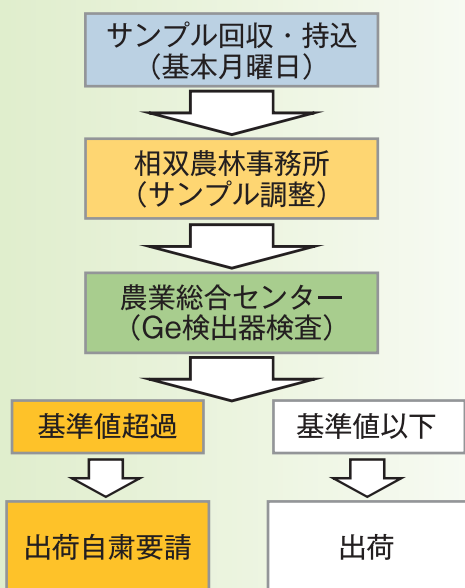
【野生の山菜、きのこ等に関する問い合わせ先】

福島県相双農林事務所 森林林業部 電話: 0244-26-4305

平成30年度園芸品目の緊急時モニタリング検査について

相双地方で生産される野菜・果実等の安全性の確認及び消費者への正確な情報提供のため実施しています。

検査は次のとおり行いますのでサンプリングについては、生産者及び関係団体・直売所等の皆様のご協力をお願いします。



- 1 検査対象品目(栽培ものの山菜類を含む)
野菜:イチゴ、カブ、カボチャ、キャベツ、キュウリ、コマツナ、サツマイモ、サトイモ、サヤインゲン、サヤエンドウ、シュンギク、ダイコン、タマネギ、タラノメ、トウモロコシ、トマト、ナス、ニラ、ニンジン、ネギ、ハクサイ、パレイショ、ブロッコリー、ハウレンソウ、ミニトマト、など
果実:イチジク、カキ、ギンナン、クリ、スモモ、日本ナシ、ブドウ、モモ、ユズ、リンゴなど
山菜類等は、現地確認後「栽培もの」として園芸品目に準じて取り扱います。
- 2 検査時期
出荷のおおむね3日前までに検査します。
- 3 放射性物質基準値である100Bq/kgを超えた場合は、出荷自粛要請となります。

シリーズ:南相馬市小高区・飯館村の営農再開について

<飯館村>水稲の作付け面積が前年の約3倍に! ～着実に営農再開が進んでいます～

飯館村では昨年、7年ぶりに本格的な米作りが再開されました。今年は作付け再開がさらに進み、水稲の作付面積は昨年の3倍以上に当たる22haとなりました。



春作業の様子(※)

今年度、飯館村で水稲の作付けに取り組む生産者は22名で、そのうち14名が震災後初の作付けとなります。栽培様式は、湛水直播栽培が約70%を占めています。

また、平成26年度から奨励品種になった福島県オリジナル水稲品種「里山のつぶ」が、飯館村でも約12ha作付けされています。

「里山のつぶ」は、飯館村のような中山間地域での栽培に適した品種です。新品種の活用により、営農再開がより一層進展することが期待されます。

<飯館村>『飯館産サヤインゲン』の規模拡大

飯館村では、昨年度に7年ぶりにサヤインゲンの市場出荷が再開されており、今年度は仲間を増やして作付けに取り組んでいます。

飯館村では震災以前、山間部の夏期冷涼な気候を活かした夏秋野菜の栽培が行われていました。暑さに弱いサヤインゲンですが、夏秋期に色の濃い高品質のものが栽培できることから、村の主要品目として栽培され、部会の年間販売額も5,000万円を超えていました。昨年度は1名での栽培再開でしたが、今年度はJA飯館営農センターで栽培指導会を開催し、新たに2名が18aで市場出荷に向けた栽培を始めており、産地としての姿を取り戻すため、一歩ずつ歩みを始めています。



サヤインゲン防虫ネット栽培

<小高区(片草地区)>コギク電照栽培に挑戦!

片草コギクプロジェクト部会は盆前出荷を目指してコギク電照栽培に挑戦します!

現在ほ場整備事業が行われている南相馬市小高区片草地区では、「小菊生産プロジェクト部会」を平成29年1月に設立し、コギク栽培面積拡大・品質向上を目指して活動に取り組んでいます。

今年度は、栽培面積を約15a(H29約7a)に広げ、さらに電照栽培を試験的に導入しました。電照栽培は開花期を制御できるため、お盆前の単価が高い需要期の出荷本数の増加が期待できます。

電照栽培に適した品種と電照装置(写真上部)→



(※)紙面発行分では、「湛水直播作業の様子」との記載となっていました。訂正いたします。

農作業安全について

熱中症対策を徹底しましょう!

国内の農作業中の熱中症による死亡者は毎年20人前後で推移し、7、8月に集中して発生しています。また、死亡事故の約8割は70～80代の方です。

熱中症を予防するために、以下のポイントを意識しましょう。

☆日中の気温の高い時間帯を外して、作業を行いましょ。

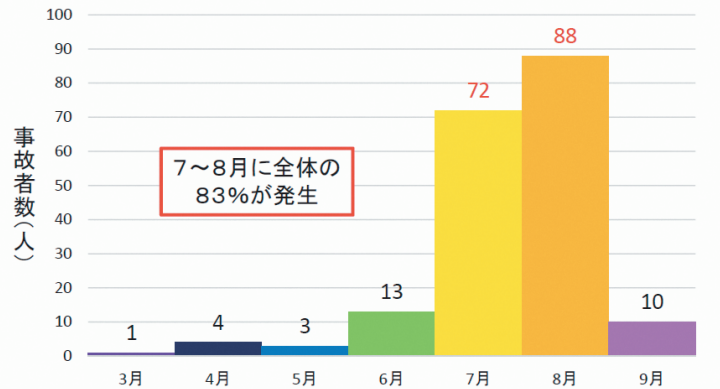
→ビニールハウスでの農作業時は、特に注意が必要です。

☆作業前・作業中の水分補給・こまめな休憩を取りましょ。

→20分おきの休憩、コップ1～2杯程度の水分補給が目安です。

☆熱中症が疑われる場合には、すぐに涼しい場所へ避難し、水分・塩分を摂取ましょ。

農作業中の熱中症による死亡事故者数、月別(平成19～28年)



GAPを推進しています!!

農業振興普及部では、生産者のGAP認証を推進するため事業活用等の支援を行っています。随時ご相談下さい。

【GAPとは?】

GAPは、農業における食品安全・環境保全・労働安全等を確保するための有効な手段です。GAPを実践し、GAPの認証を取得することは経営上大きなメリットがあると考えられています。

相馬地区では、5月までに(株)グラン・ファーム、(合)みさき未来、JAふくしま未来なしGAP部会がJGAPの認証を受けています。

第三者による認証GAPは、GGAP、JGAP、FGAPなどがあり、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの食料調達基準としても示されています。

この機会を捉えて、農産物の安全性と復興をぜひアピールしていきましょう!

【第三者認証GAP取得等促進事業について】

第三者認証GAPの取得、維持のために活用することが出来る事業です。GAP取得までにかかるコンサル料や検査費用、審査費用を補助します。

事業活用を希望する場合、随時受け付けています。

【これからの予定】

相双地方GAP研修会の開催

日時: 8月1日(水)13:15～15:45

場所: JAふくしま未来

相馬中村総合研修センター

講演: 「GAPの基礎と生産から流通まで」

講師: 環境保全農業課 遠藤芳美GAP推進員

